

■負担を軽減する制度

①介護保険の負担限度額

所得に応じて「居住費」と「食費」を軽減する制度です。市町村へ申請し、認定を受けると「介護負担限度額認定証」が交付されます。

段階区分	対象となる方	食費	居住費
第一段階	市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者/生活保護受給者	300円/日	820円/日
第二段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計80万円以下の方	390円/日	820円/日
第三段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が合計80万円超える方	650円/日	1,310円/日
第四段階	第一段階～第三段階以外の方/市民税課税世帯	1430円/日	2,270円/日

②高額サービス費

世帯内で1か月のサービスにかかる月額の利用負担額(居住費・食費を含まない額)が、上限額を超えた時は、申請により超過分が支給されます。

区分	負担上限額(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯全員が市町村税を課税されていない方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none">・老齢福祉年金を受給している方・前年度の合計所得額と公的年金等収入額合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)

※お気軽にご相談ください